

令和5(2023)年度 第1回みよし市下水道事業経営審議会 次第

日時：令和5(2023)年10月23日(月)

午前10時30分から

場所：市役所6階 601・602会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長、副会長の選任
- 5 諮問
- 6 自己紹介
- 7 議事
 - (1) 下水道事業の概要
 - (2) 国の動向とみよし市の取組
 - (3) 現状分析
- 8 その他
- 9 閉会

令和5(2023)年度みよし市下水道事業経営審議会委員名簿

令和5(2023)年10月23日現在

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	村松 幸廣	愛知大学名誉教授
	原田 峻平	名古屋市立大学准教授
	丸地 弘泰	公認会計士
各種団体の代表者	増岡 総一郎	区長会代表
	岡本 ふみよ	民生委員・児童委員代表
	小川 ひとみ	子育てクラブ連絡協議会代表
	鰐部 兼道	みよし商工会代表
	竹村 勉	みよし市工業経済会代表
下水道を使用する市民	清水 銘次	公募委員
	増岡 万里子	公募委員

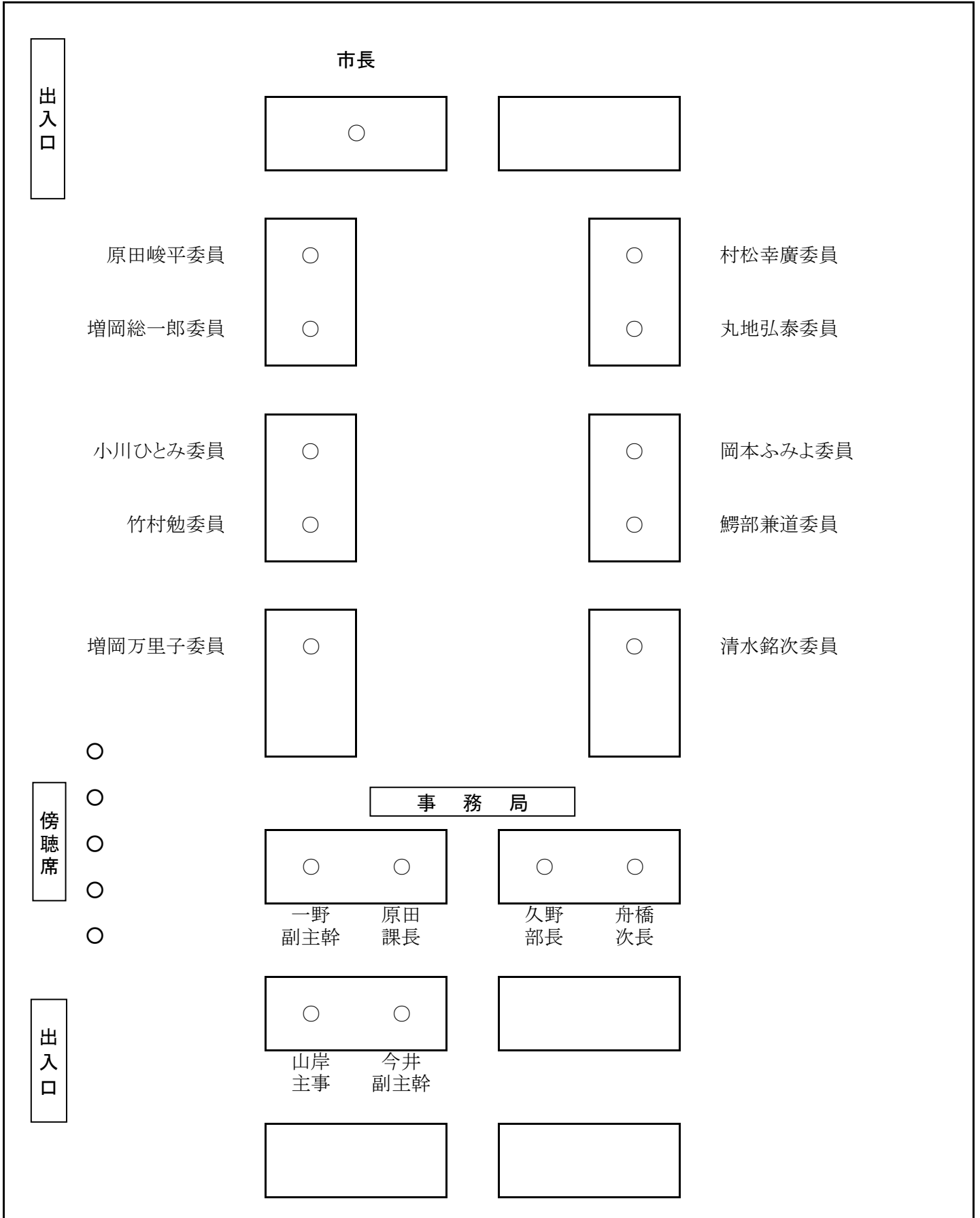
(敬称略)

(事務局)

都市建設部部長	久野 恭司
都市建設部次長	舟橋 伸幸
下水道課長	原田 恭光
下水道課副主幹	今井 啓介
下水道課副主幹	一野 圭史
下水道課主事	山岸 朋広

令和5(2023)年度第1回みよし市下水道事業経営審議会 席次表

令和5(2023)年10月23日(月) 午前10時30分から
みよし市役所6階 601・602会議室



みよし市下水道事業経営審議会 開催スケジュール（予定）

区 分	開催日時及び場所	内 容
第 1 回	令和 5 (2023) 年 1 0 月 2 3 日 (月) 市役所 6 階 601・602 会議室	委員委嘱、正副会長選出、諮問 下水道事業の概要について みよし市の現状について
第 2 回	令和 5 (2023) 年 1 2 月 2 5 日 (月) 市役所 3 階 研修室	将来推計について 経営改善に向けた取組
第 3 回	令和 6 (2024) 年 3 月 4 日 (月) 市役所 6 階 601・602 会議室	使用料体系案の検討
第 4 回	令和 6 (2024) 年 6 月上旬 市役所 6 階 601・602 会議室	使用料体系の決定 答申書案の検討
答 申	令和 6 (2023) 年 6 月下旬	答 申 ※会長のみ

令和5（2023）年度
みよし市下水道事業経営審議会
第1回



令和5（2023）年10月23日（月）

目次

1. 下水道事業の概要

2. 国の動向とみよし市の取組

3. 現状分析

1. 下水道事業の概要

下水道の仕組み・役割 (1/3)

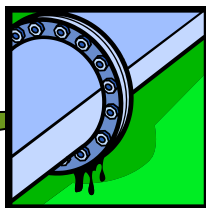
下水道とは、私たちが使った汚れた水（汚水）や雨水を、地面の下で下水道管を通して汚れを落とす施設（処理場）や川へ流す仕組みです。

汚水処理の流れ

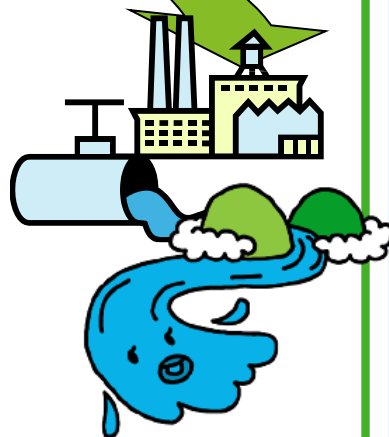
私たちが生活の中で使った汚れた水は



下水道管を通して



下水道処理場できれいにして川に戻しています



雨水排水の流れ

下水道があると...

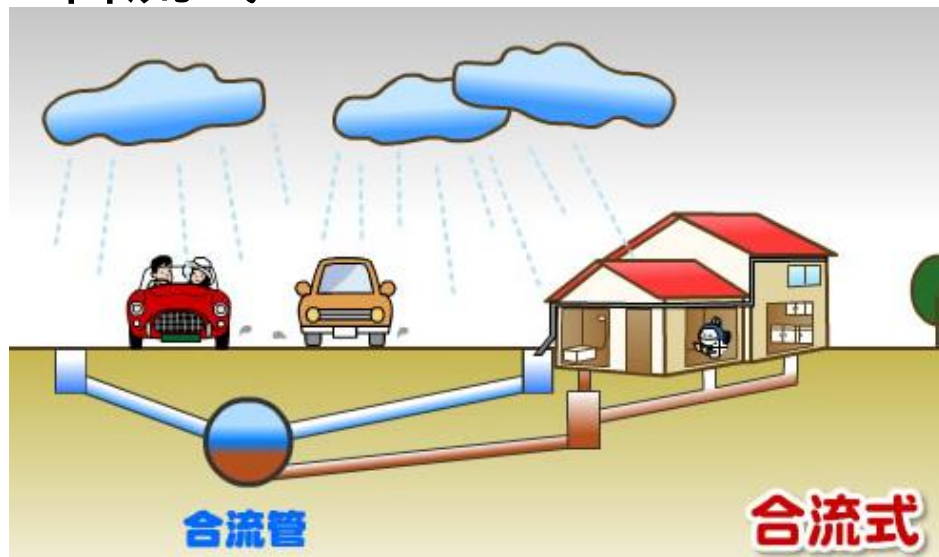


雨は「雨水」として、下水道管に入り川などに流されます

下水道の仕組み・役割 (2/3)

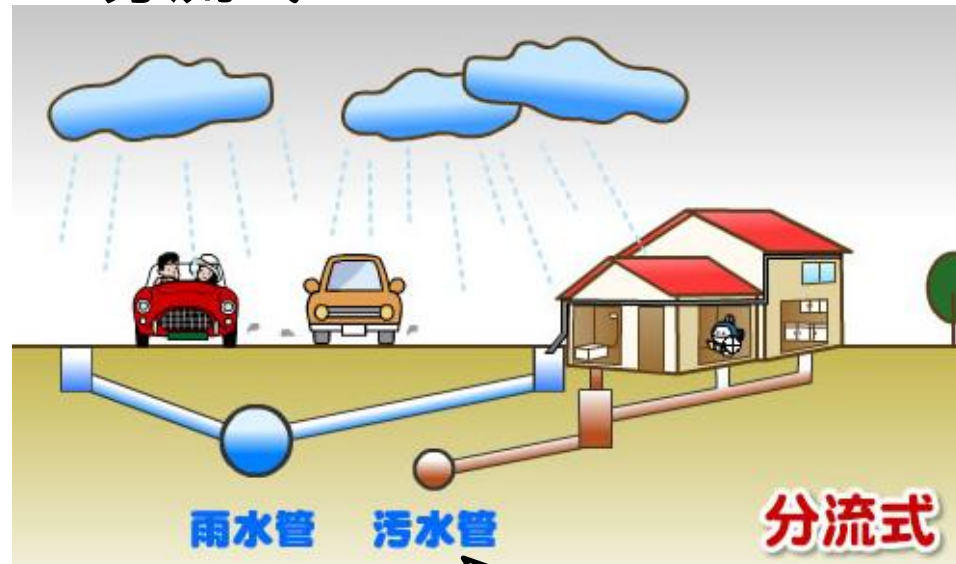
下水を流す方法には「合流式」と「分流式」があります。
みよし市の下水道は「分流式」です。

・合流式



合流管：家庭等から発生する汚水と雨水を両方排水します

・分流式



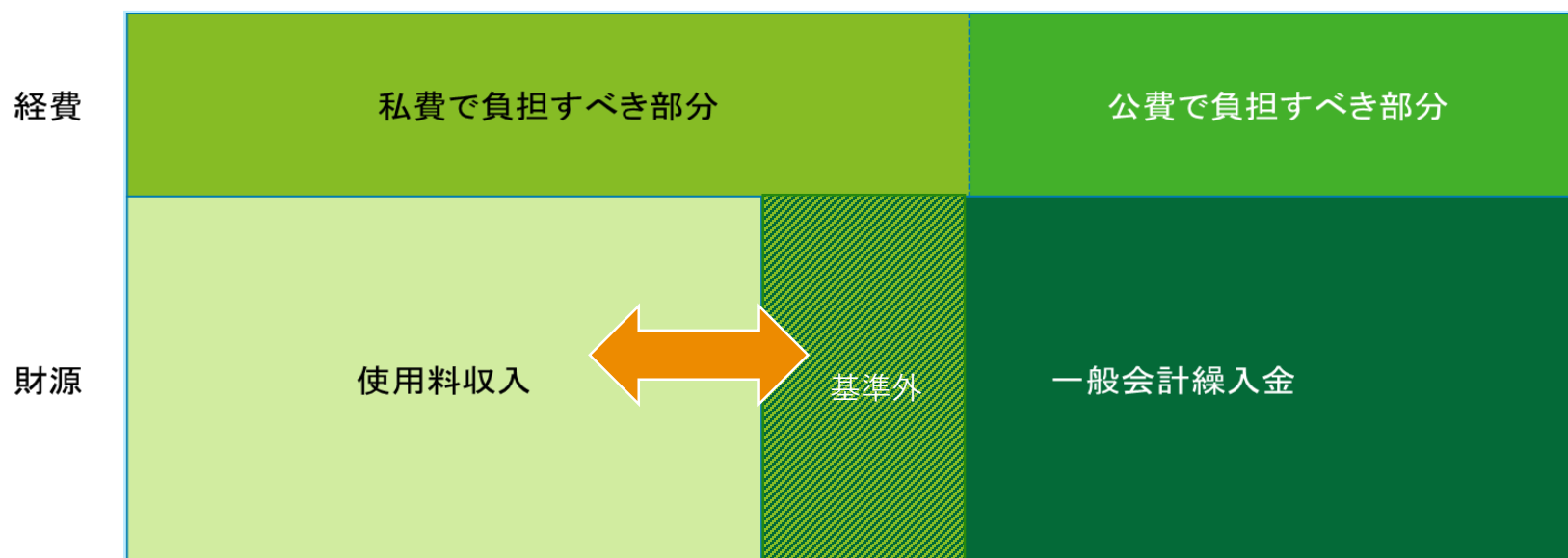
雨水管：雨どいなどからの水を河川へ流します

汚水管：各家庭の水を処理場に運ぶことができます

下水道の仕組み・役割（3/3）

下水道事業の経営は「**汚水私費・雨水公費**」です。
汚水事業の基本的な財源は「**下水道使用料**」です。

- ・ 下水道事業を運営する際の経費と財源のイメージ

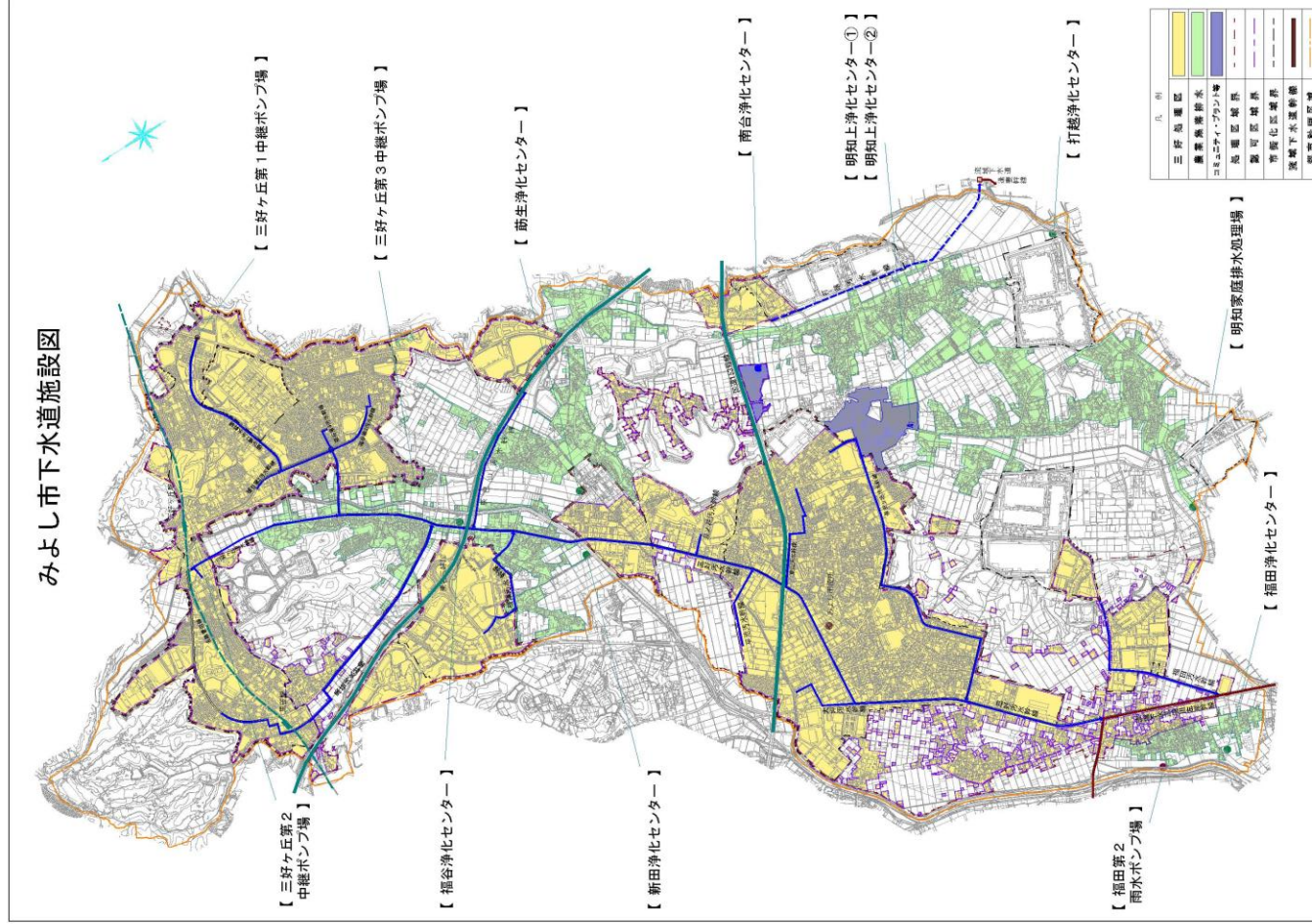


「**汚水事業**」は水道事業と同様に「**独立採算制が原則**」です。

（出所：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方2007年度版」平成20年5月15日 7ページを参考に作成）

みよし市の下水道事業 (1/2)

○みよし市の下水道区域



区域内の普及率は99.8%、水洗化率は93.7%です。

みよし市の下水道事業 (2/2)

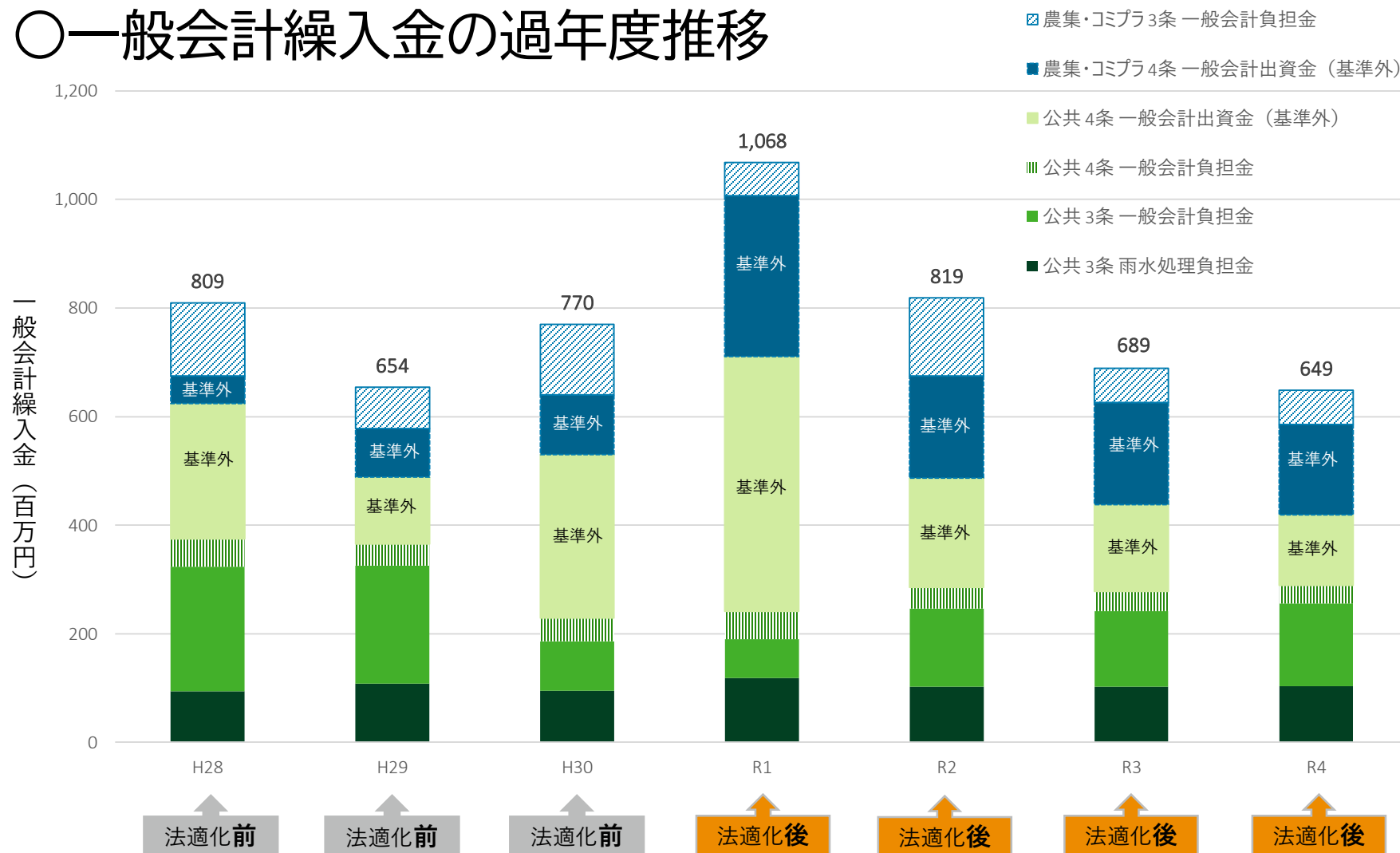
○境川流域関連公共下水道の説明

・流域図



下水道事業の経営状況（1/3）

○一般会計繰入金の過年度推移



下水道事業の経営状況 (2/3)

○みよし市下水道事業の使用料体系

金額は2か月分、消費税別

★下水道等使用料 (2か月分)

	金額
基本料金	1,800 円

+

	排水量	金額
超過料金	20 m ³ を超え60 m ³ まで	90円/m ³
	60 m ³ を超え100 m ³ まで	100円/m ³
	100 m ³ を超え200 m ³ まで	120円/m ³
	200 m ³ を超え600 m ³ まで	140円/m ³
	600 m ³ を超えるもの	170円/m ³

使用料体系の最後の改定 (消費税以外) は平成15年度

下水道事業の経営状況 (3/3)

○下水道使用料の県内他市町との比較

単位：円/㎡

順位	名称	使用料単価	順位	名称	使用料単価	順位	名称	使用料単価
1	弥富市	176.6	17	長久手市	122.3	33	田原市	107.1
2	新城市	171.2	18	豊田市	119.3	34	西尾市	106.5
3	愛西市	162.7	19	蒲郡市	118.6	35	武豊町	103.1
4	豊橋市	149.2	20	高浜市	117.9	36	阿久比町	102.6
5	清須市	148.4	21	岡崎市	116.9	37	犬山市	102.2
6	蟹江町	146.5	22	半田市	116.9	38	一宮市	99.5
7	津島市	144.0	23	名古屋市	115.8	39	扶桑町	98.6
8	豊山町	140.9	24	豊明市	114.6	40	知立市	97.8
9	稲沢市	140.5	25	北名古屋市	114.2	41	幸田町	96.7
10	大口町	136.3	26	東海市	113.3	42	安城市	96.0
11	大治町	133.8	27	日進市	113.0	43	刈谷市	95.9
12	あま市	132.0	28	碧南市	111.6	44	東浦町	91.9
13	春日井市	131.9	29	みよし市	110.1	45	瀬戸市	90.3
14	常滑市	129.8	30	東郷町	109.9	46	小牧市	88.8
15	尾張旭市	124.1	31	知多市	109.8	47	大府市	88.7
16	豊川市	122.4	32	江南市	107.3	48	岩倉市	85.0

2. 国の動向とみよし市の取組

地方公営企業の経営改革の推進（1/2）

令和3年1月25日

「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議」資料

公営企業の現状・抱える課題

- ・ 人口減少によるサービス需要の減少
- ・ 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- ・ 必要人材の確保、育成
- ・ 将来にわたる住民サービスの確保



更なる経営改革の取り組みが必要

地方公営企業の経営改革の推進（2/2）

更なる経営改革の取組

国の推進項目		みよし市の対応状況
①経営戦略の策定・PDCA		対応済
②抜本的な改革の検討	事業の必要性・廃止	廃止予定なし
	民営化・民間譲渡	公営を維持する
	民間活用	包括委託導入
	広域化等	実施予定
	デジタル化	検討中
	使用料改定	改定を審議予定
③公営企業の「見える化」	公営企業会計の適用	対応済
	経営分析表の公表	対応済

経費回収率は、汚水処理に必要な費用が、どれだけ使用料収入で賄えているかを表す、下水道事業の経営指標の一つです

経費回収率について

- ✓ 経費回収率は、以下の計算式で算出されます
- ✓ 独立採算を原則とする公営企業では、100%以上になっていることが望ましいとされています。100%を下回る場合は、汚水処理に関する費用を使用料収入だけで賄えておらず、不足する分を、税金の投入（一般会計からの基準外繰入）で補てんしなければならない状態であることを示します

使用料収入

- ✓ 使用者から徴収した下水道使用料

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

- ✓ 汚水を処理するために必要な経費
- ✓ 施設の維持管理費、職員の人件費、事務費、支払利子など
- ✓ 処理場や管路など、処理に必要な施設の減価償却費も含む
- ✓ 公費負担分（補助金や一般会計繰入金）を除く

汚水処理費

経費回収率向上に係るロードマップの必要性(1/2)

令和元年11月6日

「財政制度等審議会財政制度分科会【地方財政】<秋の財政審>」

審議会での指摘事項

- ・ 汚水処理費を使用料で賄っている割合が平均で7割程度
- ・ 広域化、共同化への取組を進めるべき
- ・ 繰入を抑え、受益と負担の対応関係を明確化させる
- ・ 使用料水準に係る繰出基準を見直す必要がある



経費回収率向上の取り組みの必要性が高まっています

経費回収率向上に係るロードマップの必要性(2/2)

令和2年3月31日国水事第56号

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」

使用料改定の必要性の検討に係る要件化

- ・ 少なくとも5年に1回は下水道使用料改定の必要性を検証
- ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し国交省へ提出



国は交付要件化により、ロードマップ策定を推進



みよし市においてもロードマップの策定を対応中

みよし市公共下水道の経費回収率について

使用料単価および汚水処理原価と経費回収率の関係

	公共下水道	(参考) 農集
使用料単価 = 使用料収入 ÷ 有収水量	110.1円/m ³	98.1円/m ³
汚水処理原価 = 汚水処理費 ÷ 有収水量	178.2円/m ³	279.4円/m ³

国の方針

- 最低限行うべき経営努力として**汚水処理原価 150円/m³**までは使用料で賄うこと（150円を超える分は基準内繰入金の対象）

使用料単価を150円/m³まで引き上げる必要がある

基準内繰入金考慮後の経費回収率（公共下水道）

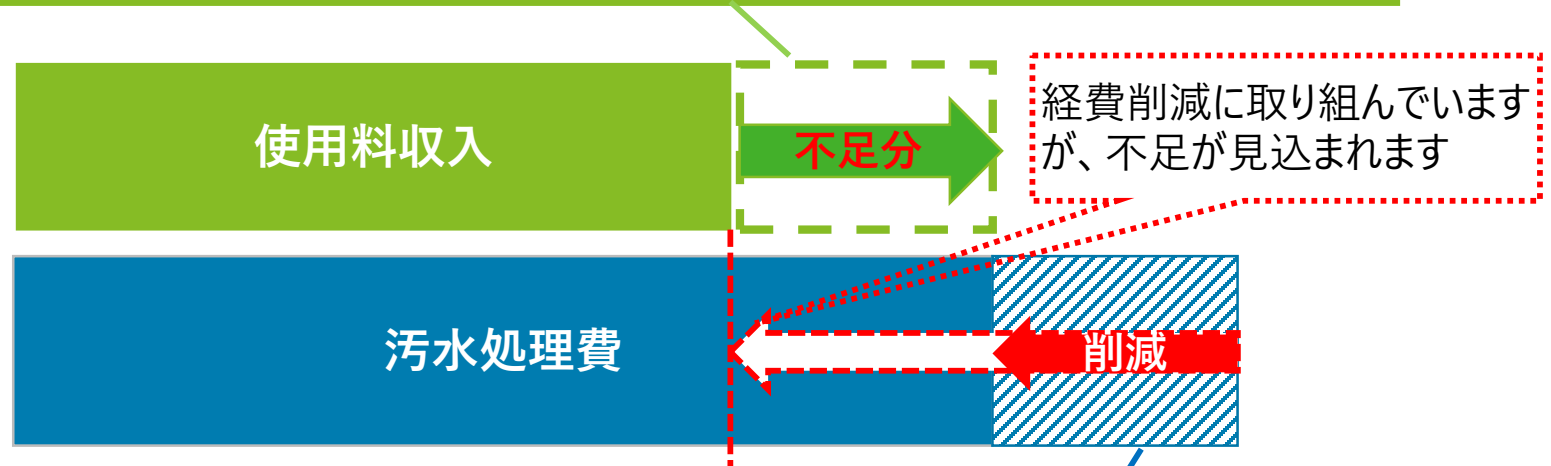
使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
110.1円/m ³	150.1円/m ³	73.3%

汚水処理費の削減だけでは、経費回収率を100%に引き上げられないため、使用料収入の増加に向けて、使用料の改定を行う必要があります

経費回収率向上に向けたみよし市の取組

✓ みよし市の経費回収率は、全国平均よりも低い水準にあります

汚水処理費を削減してもなお不足する部分は、使用料収入の増加に向け、使用料の改定について計画的に行う必要あり。



汚水処理費の削減に向けて、以下の取り組みを実施中。

- ▷ストックマネジメント計画によるライフサイクルコストの低減
- ▷農集・コンプラを公共へ切り替えることによる維持管理費の削減
- ▷不明水対策

使用料改定の必要性(1/2)

国土交通省公表

「社会資本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

- ・ アクションプランに基づく下水道未復旧対策事業
- ・ PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、**広域化**・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業



みよし市は広域化を実施するため、重点配分の対象となる

使用料改定の必要性(2/2)

国土交通省公表

「社会資本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする

- ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・ 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ**15年以上使用料改定を行っていない場合**



みよし市の使用料改定は平成15年であり、既に15年以上経過していることから、交付金を受け取るためには、使用料改定が必須である

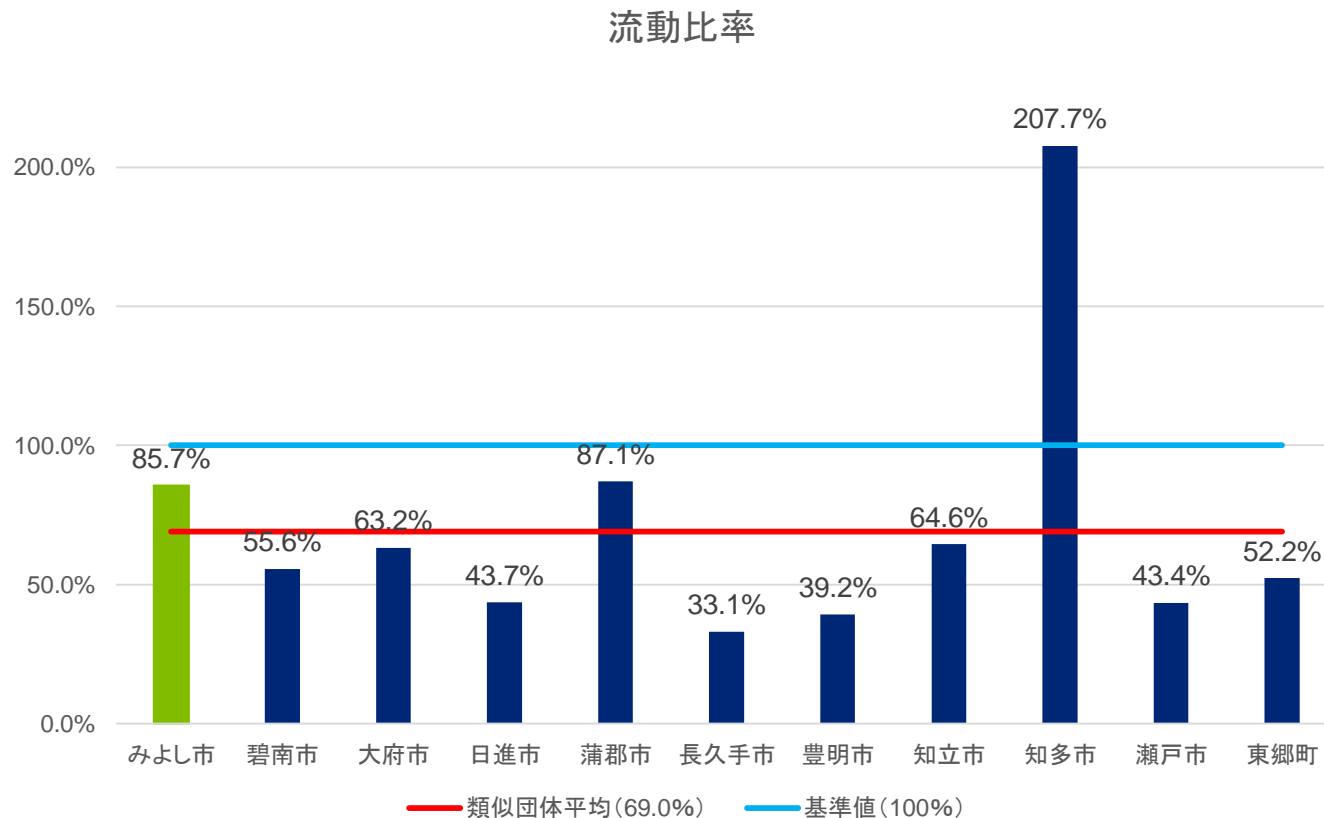
3. 現状分析

流動比率は、類似団体の平均と比較すると高いものの、基準である100%には満たない状況です

流動比率

計算式：(流動資産÷流動負債)×100

- ✓ 流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、短期的な支払い能力を表す指標です
- ✓ 流動比率は100%以上が望ましいとされていますが、みよし市は100%以下となっています

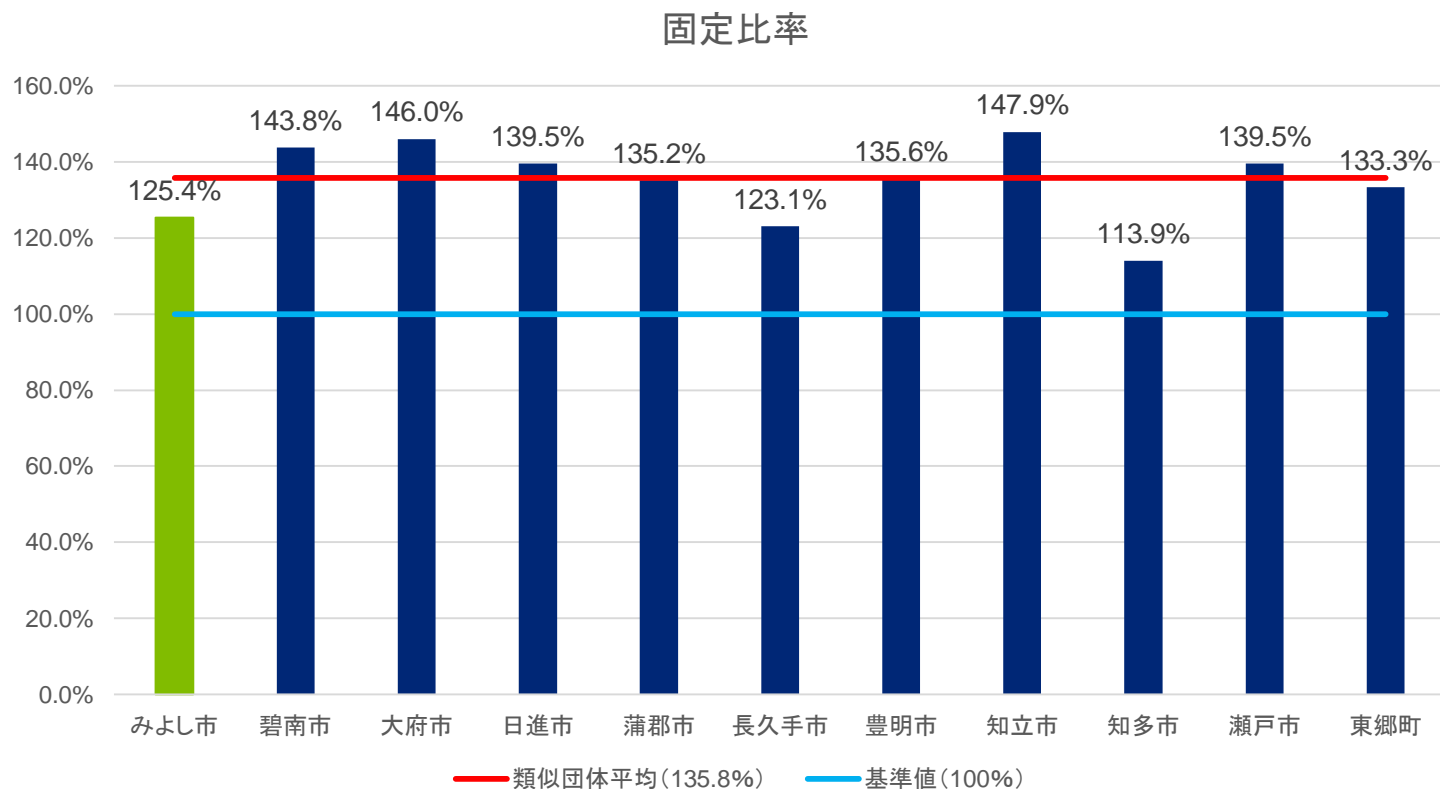


固定比率は、類似団体の平均と比較すると低いものの、基準である100%以下には満たない状況であり、長期的な支払い能力は必ずしも良好な数値とはいえません

固定比率

計算式：(固定資産÷自己資本)×100

- ✓ 自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、長期的な支払い能力を表す指標です
- ✓ 固定比率は100%以下が望ましいとされていますが、みよし市は100%以上となっており、必ずしも良好な数値とはいえません

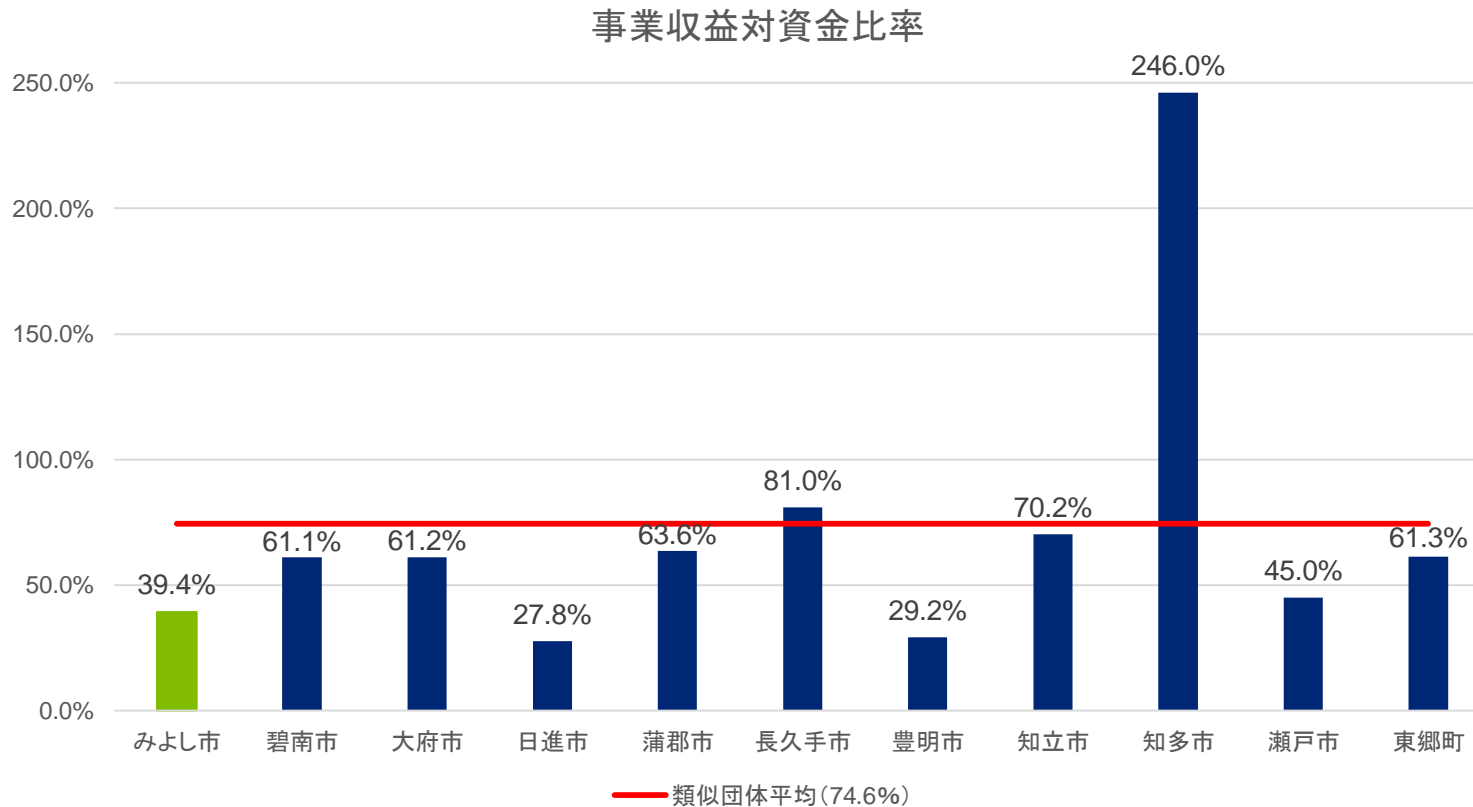


事業収益対資金比率は、類似団体と比較して低い水準となっており、資金余力があるとはいえない状況です

事業収益対資金比率

計算式：（現金・預金残高÷事業収益）×100

- ✓ 収益規模に対する資金余力を表す指標です
- ✓ 収入6か月分程度（50％）の資金を有していると、災害等有事の際にも比較的安全であるといえますが、みよし市では、40％程度しかなく、資金余力があるとは言えない状況です

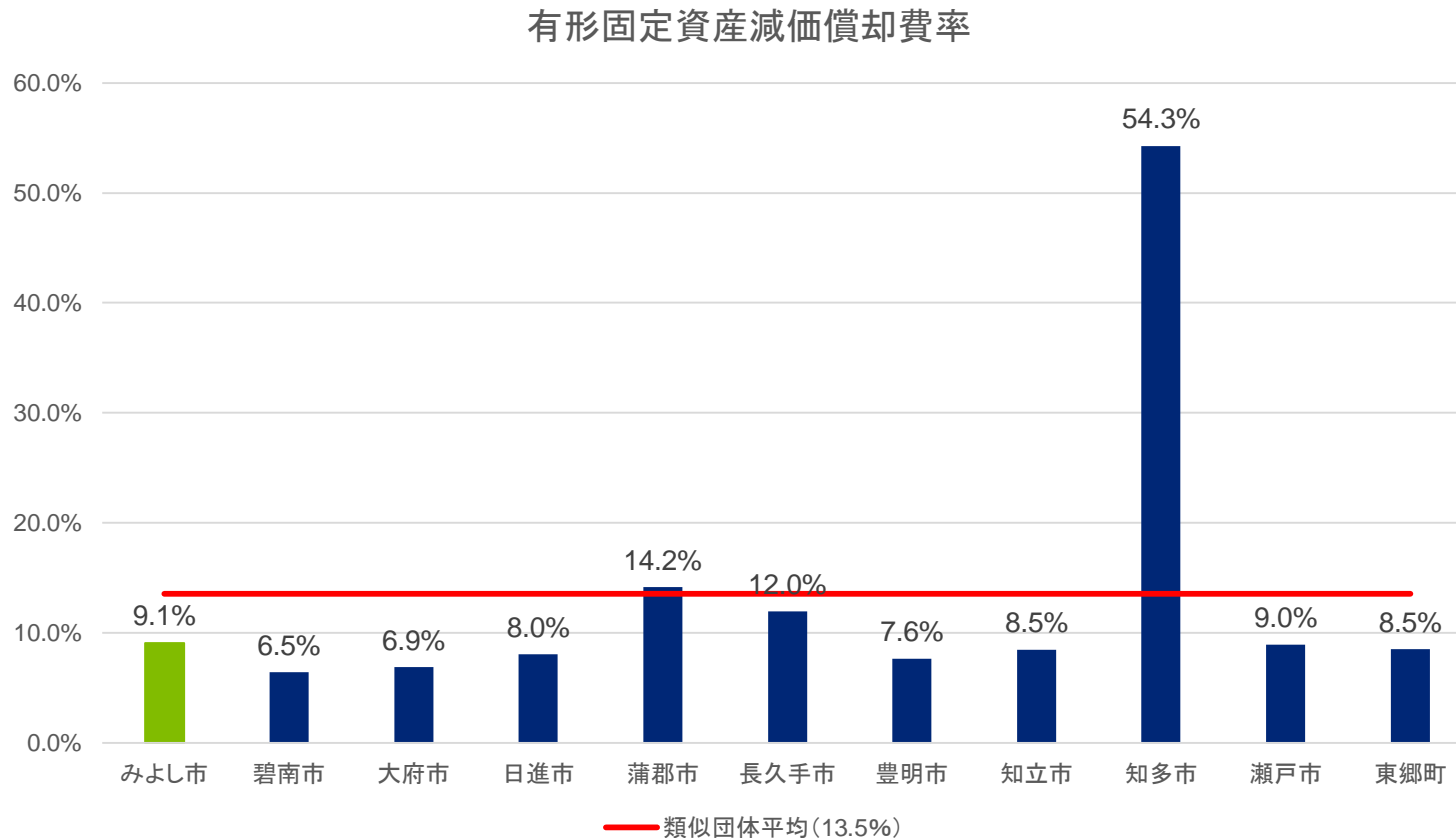


有形固定資産減価償却費率は、類似団体と比較すると低く、現状は老朽化が進んでいる状況ではないと言えます

有形固定資産減価償却比率

計算式：（有形固定資産減価償却累計額÷償却対象資産の帳簿価額）×100

✓ 有形固定資産の老朽度合いを表す指標で、低い方が老朽化が進んでいないということになります

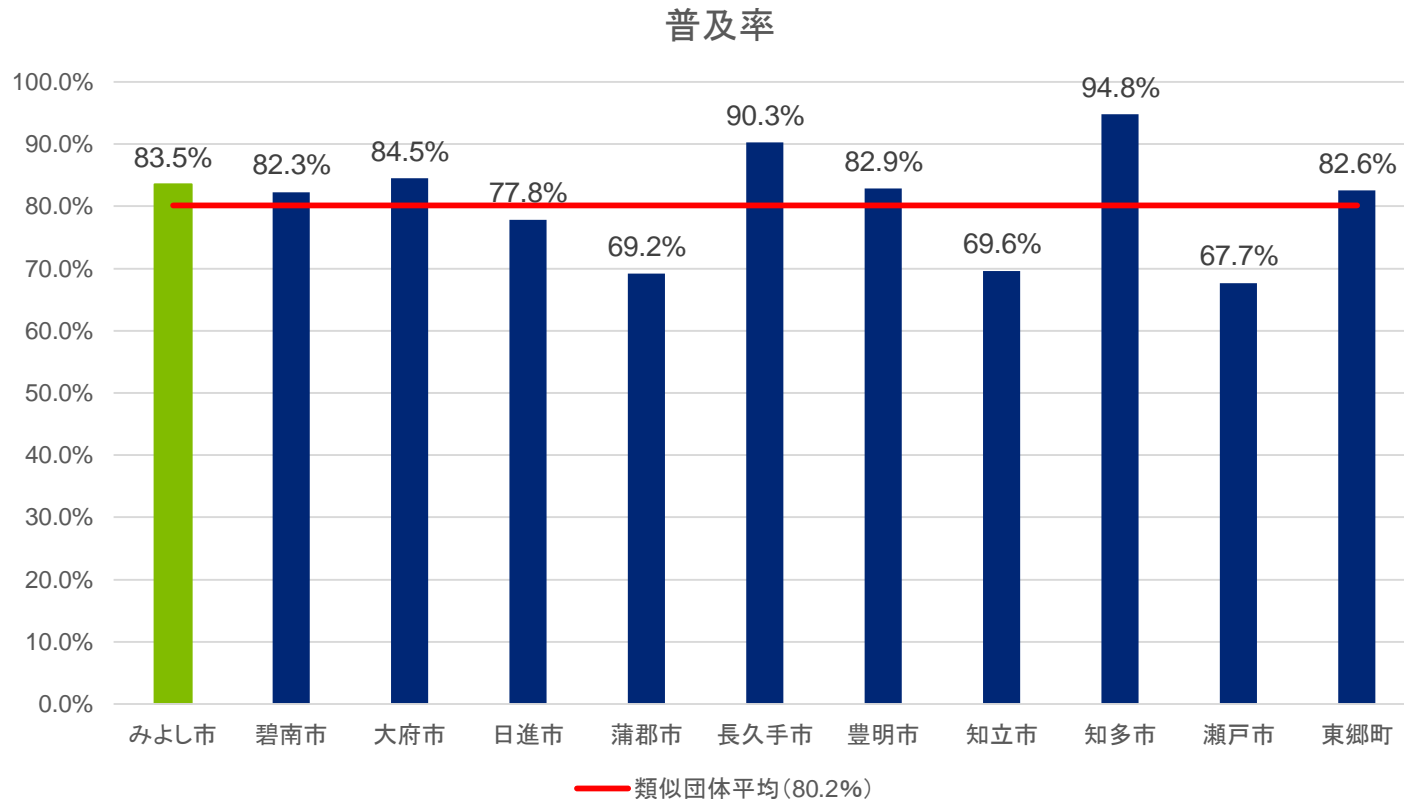


普及率は類似団体平均を超えており、農業集落排水等を合わせると100%近い普及率となっています

普及率

計算式：(処理区域内人口÷行政区域内人口) ×100

- ✓ 市の人口のうち、下水道を利用することができる地域の人口を表す指標です
- ✓ みよし市の普及率は83.5%ですが、農業集落排水やコミュニティ・プラント、合併浄化槽を合わせると、令和4年度では、99.8%とほぼ100%に近い普及率となっています

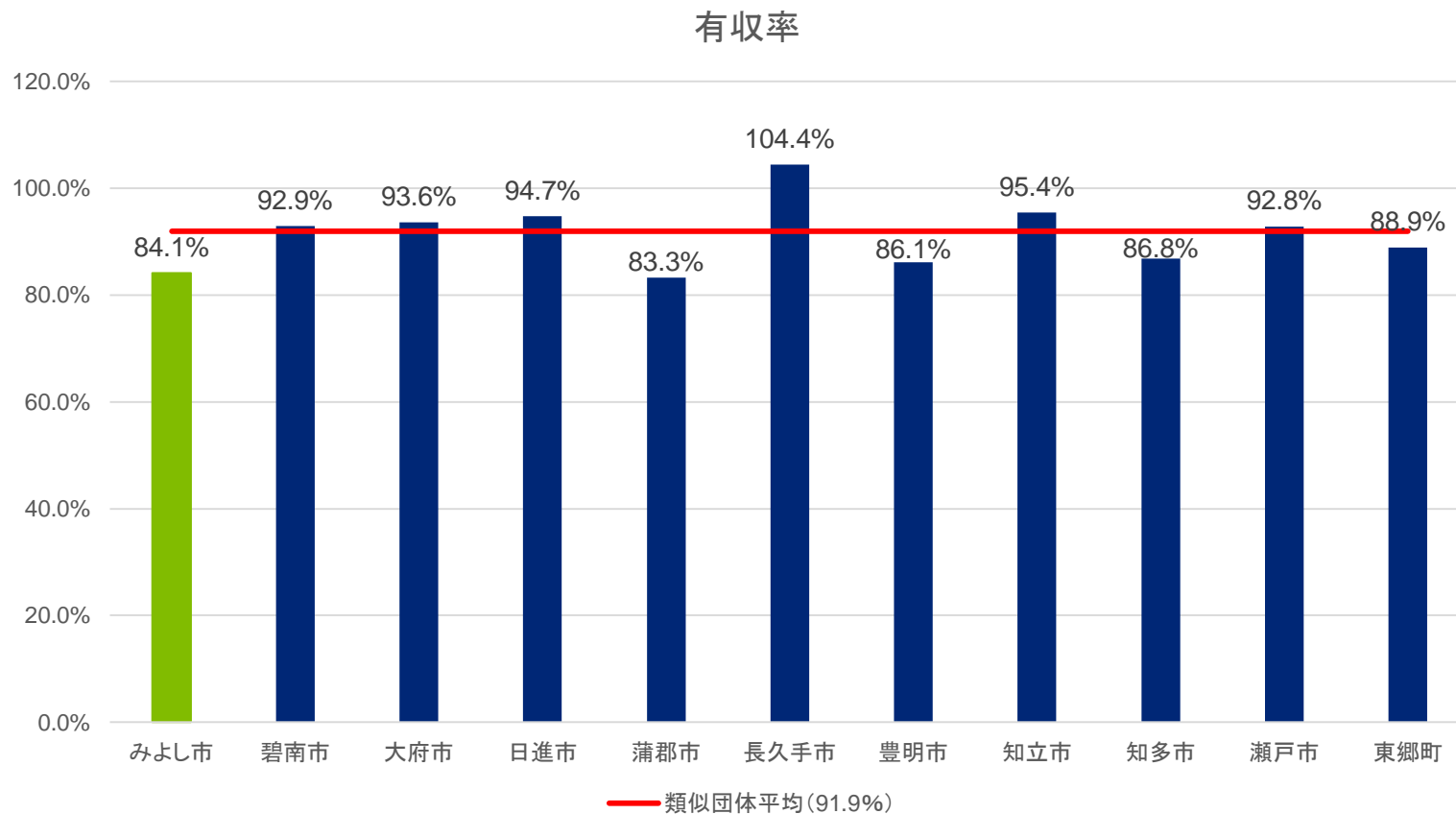


有収率は、類似団体と比較すると低く、今後有収率を向上させる対策を講ずる必要があります

有収率

計算式：(年間有収水量÷年間総処理水量) × 100

- ✓ 施設・設備が対応する水量のうち使用料徴収の対象とすることが可能なものの割合を表す指標です
- ✓ 有収率が低い場合、下水道管に流入する不明水等が要因として考えられます



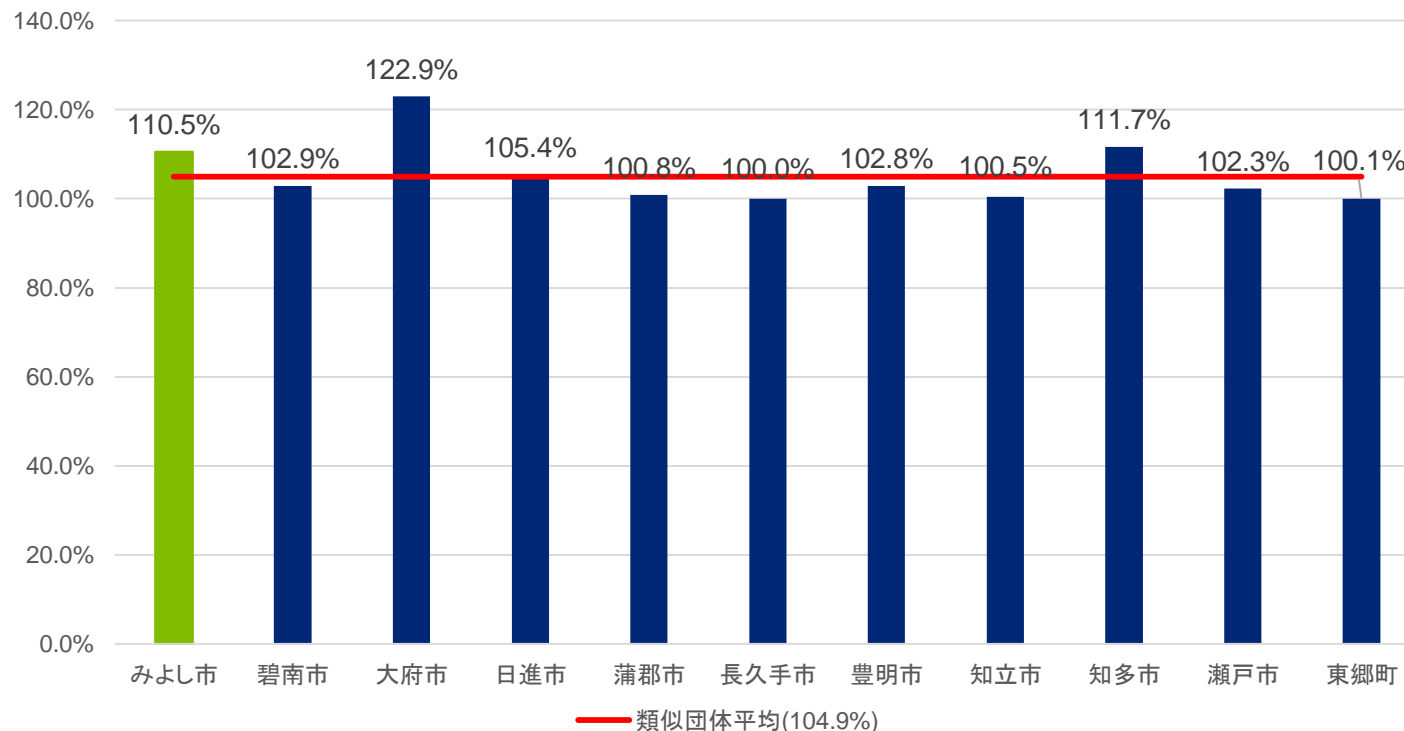
経常収支比率は類似団体の平均より高い水準となっており、11団体中3番目に高い水準
になっています

経常収支比率

計算式：(経常収益÷経常費用)×100

- ✓ 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益全体で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です
- ✓ 経常収支比率が100%を超えると、収益全体で費用全体を賄えている状況であり、みよし市は100%を超えた110.5%となっています

経常収支比率

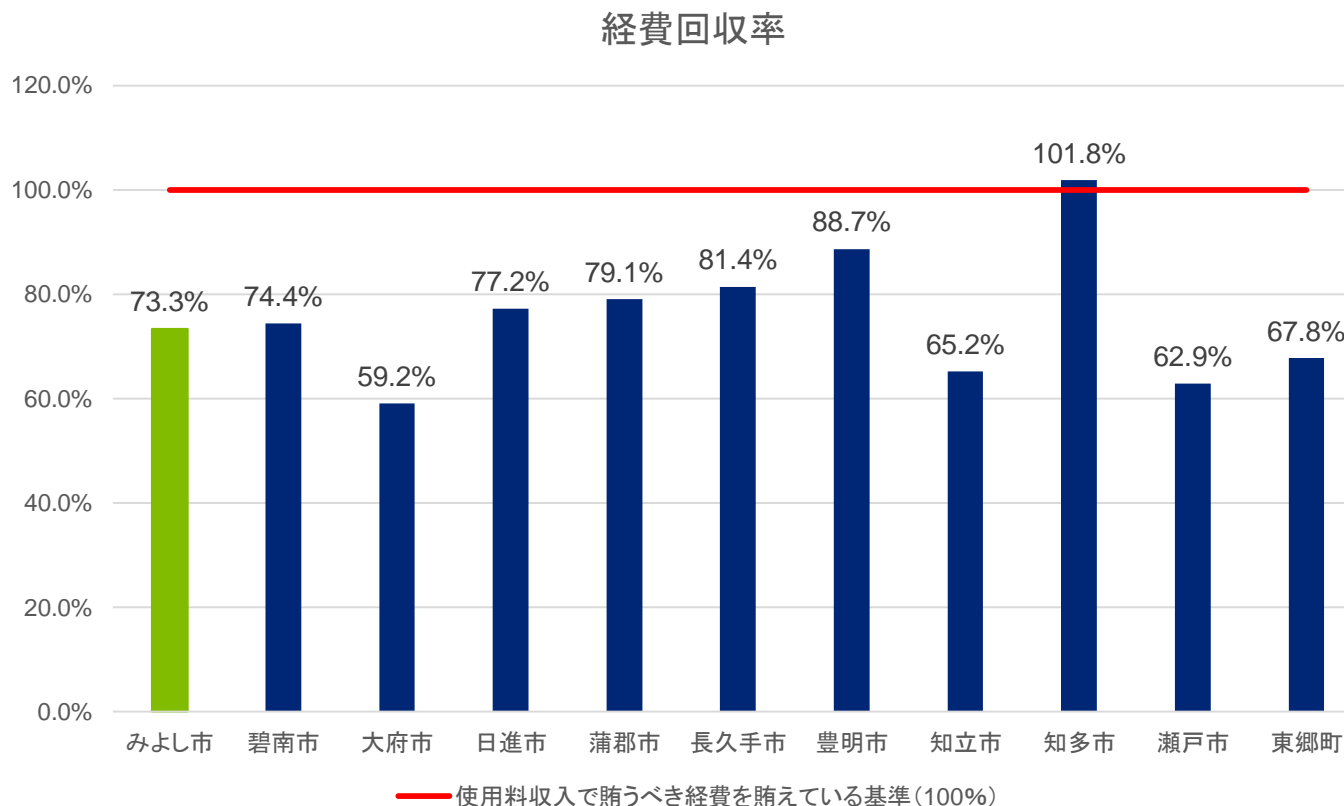


経費回収率は類似団体より低く、基準となる100%を大きく下回っている状況です

経費回収率

計算式：（下水道使用料収入÷汚水処理費（公費負担分を除く））×100

- ✓ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です
- ✓ 経費回収率が100%を超えると、使用料収入で回収すべき経費を賄えている状況となりますが、みよし市は73.3%と基準である100%を下回っている状況です

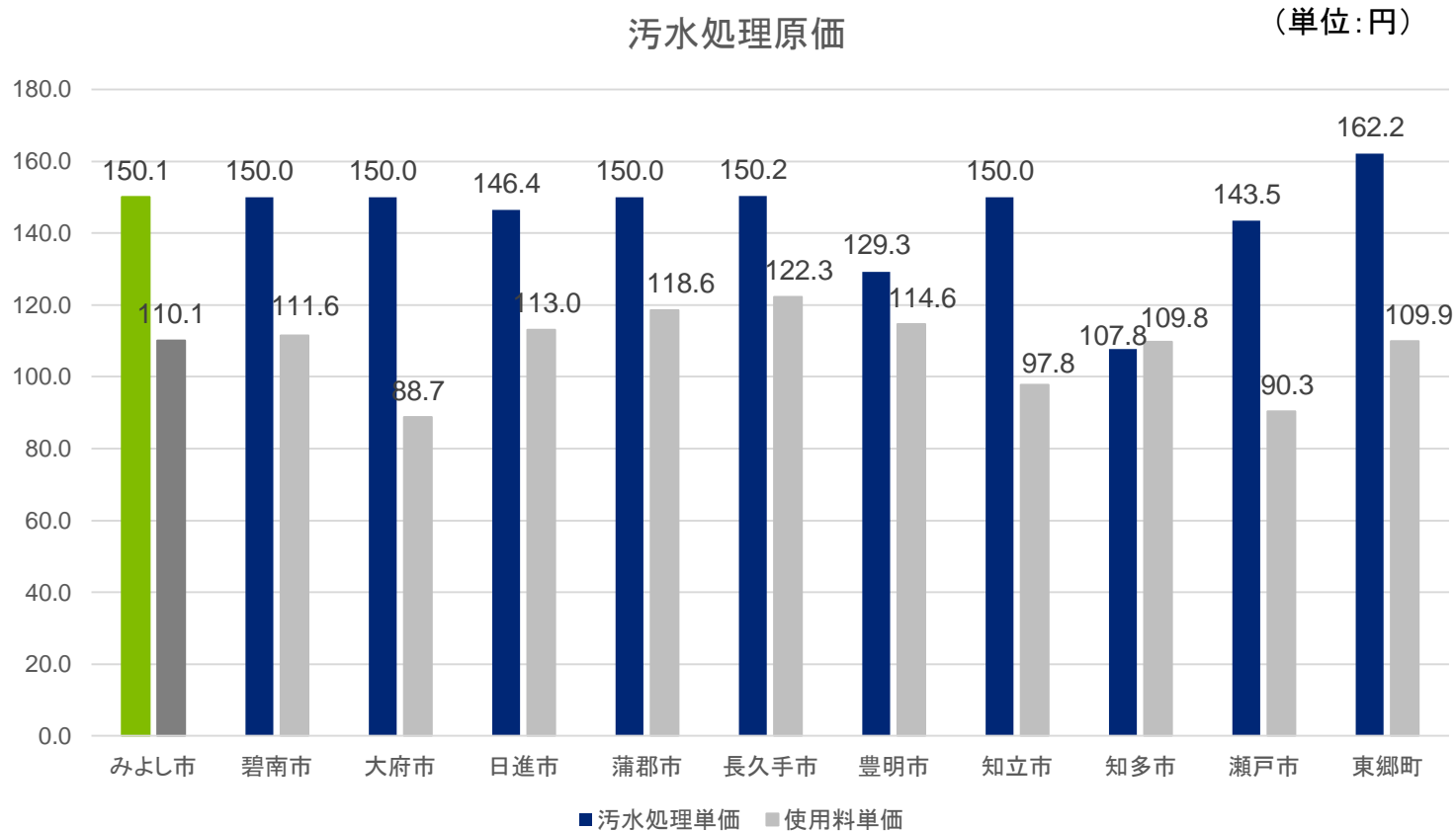


汚水処理原価 > 使用料単価となっており、汚水処理費用を使用料収入で賄っていない状況です

汚水処理原価

計算式： $(\text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \div \text{年間有収水量}) \times 100$

- ✓ 汚水処理にかかったコストを表す指標です
- ✓ 汚水処理原価は単価150円を超えた部分については、公費負担分（繰入金）が出ており、汚水処理原価を算出する際は、公費負担分を除くため、多くの団体で、汚水処理原価は単価150円付近となっています

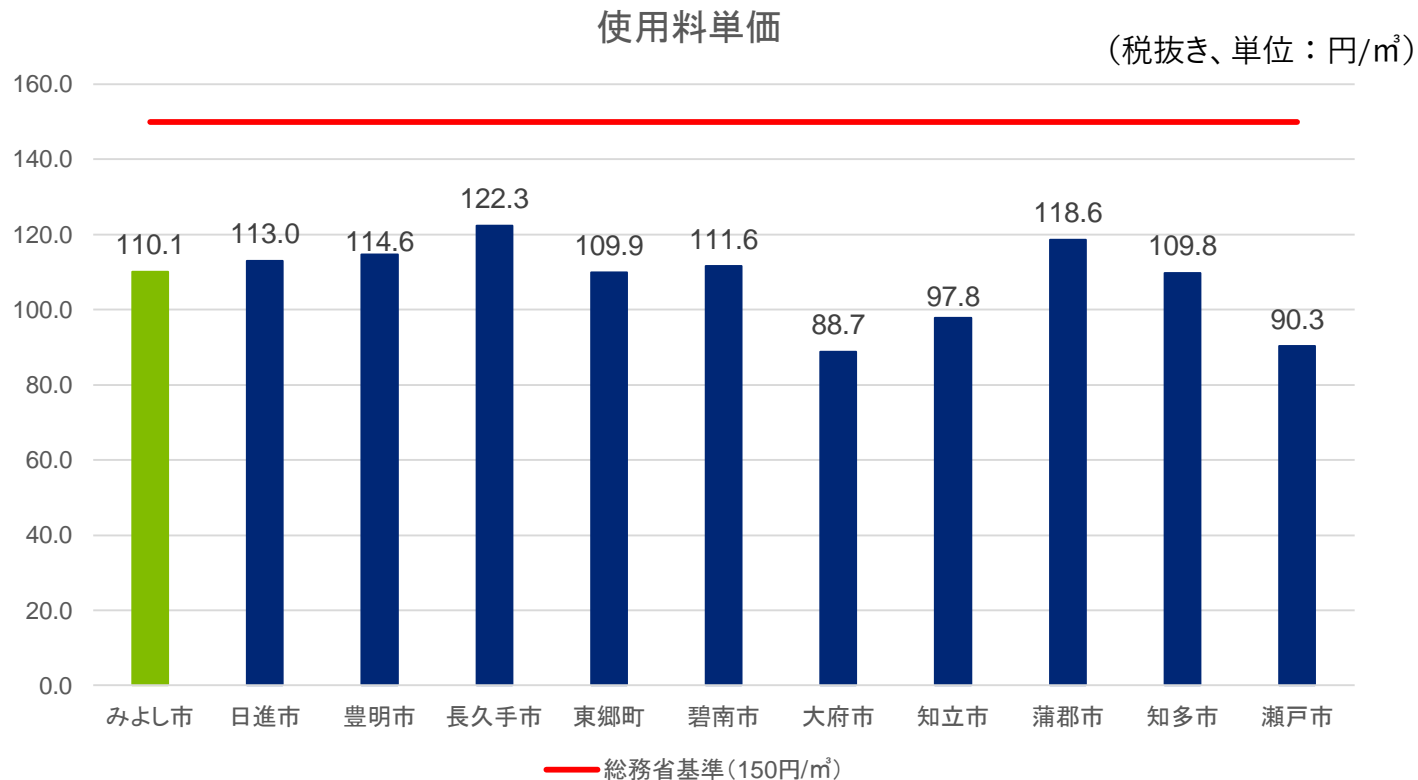


使用料単価は、みよし市及び類似団体は全団体が総務省が引き上げるべき基準としてい る150円/m³を達成していない状況です

使用料単価の比較

- ✓ 類似団体の使用料単価（1m³あたり）を比較しました
- ✓ 総務省では、下水道使用料の水準（目安）として「（略）まずは、使用料単価を150円/m³（家庭用使用料3,000円、20m³・月）に引き上げること」としています

（参考：平成17年1月21日全国財務課長・市町村課長合同会議資料、平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知）



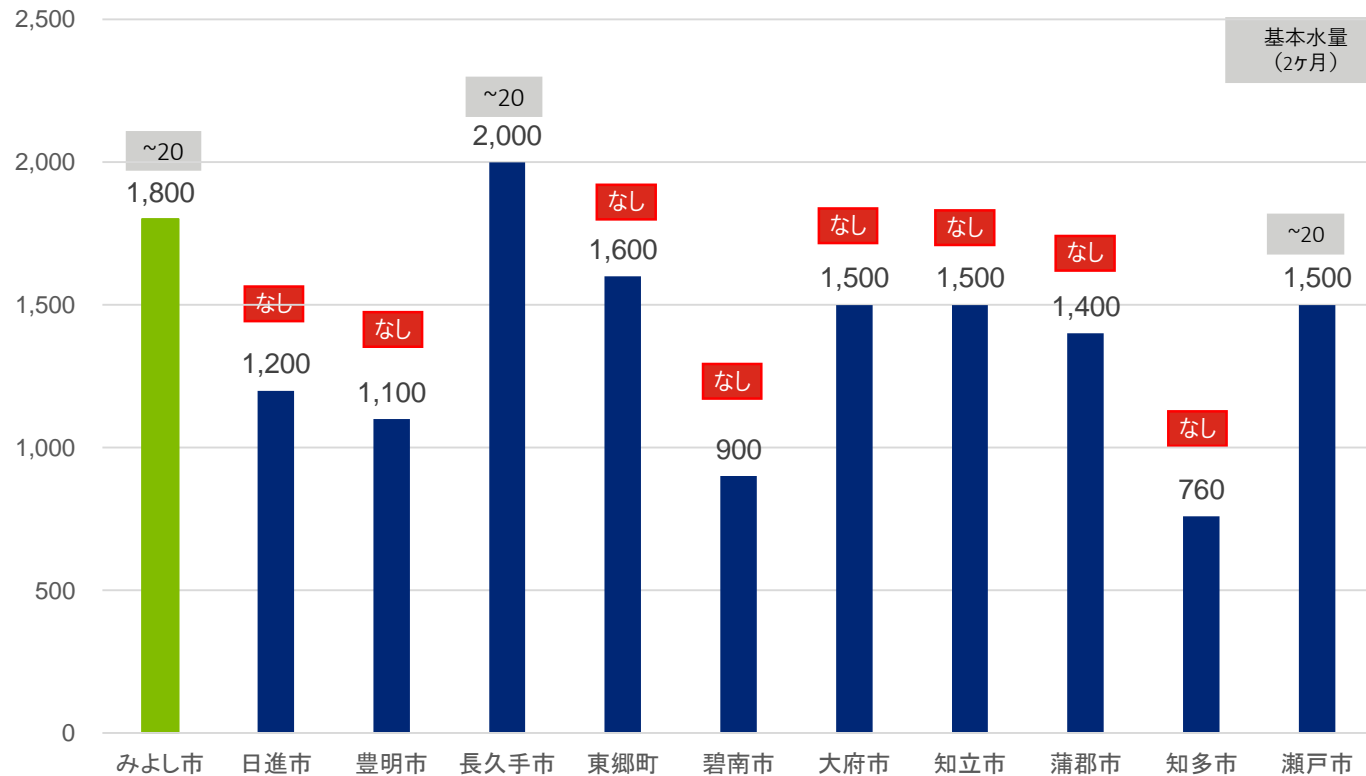
類似団体では、基本水量をなくし、基本使用料を抑制している自治体が多いことがわかります

基本使用料の比較

- ✓ 類似団体の基本使用料を比較しました。
- ✓ みよし市の下水道基本使用料は2カ月あたり 1,800 円（税抜）で、基本水量を導入しているため、類似団体と比較すると高い水準です

【下水道基本使用料】

(2ヶ月分、税抜き、単位：円)



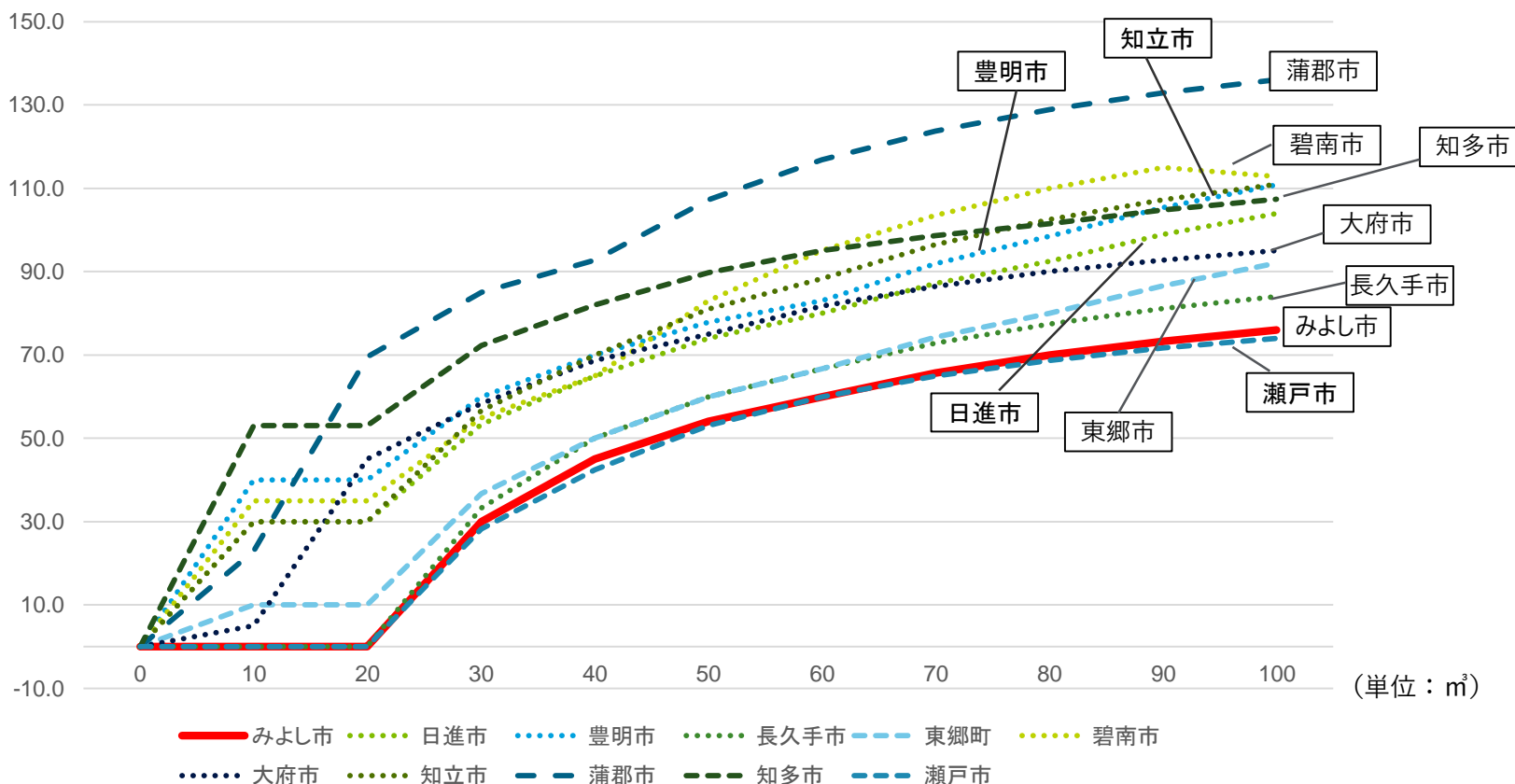
みよし市の従量使用料単価は、類似団体と比較して安価に設定されています

従量使用料単価の比較

- ✓ 使用水量ごとの従量料金単価について、類似団体と比較しました。
- ✓ みよし市は、どの使用水量区分においても、瀬戸市に次いで2番目に低い水準となっています

【下水道従量使用料単価】

(税抜き、単位：円)

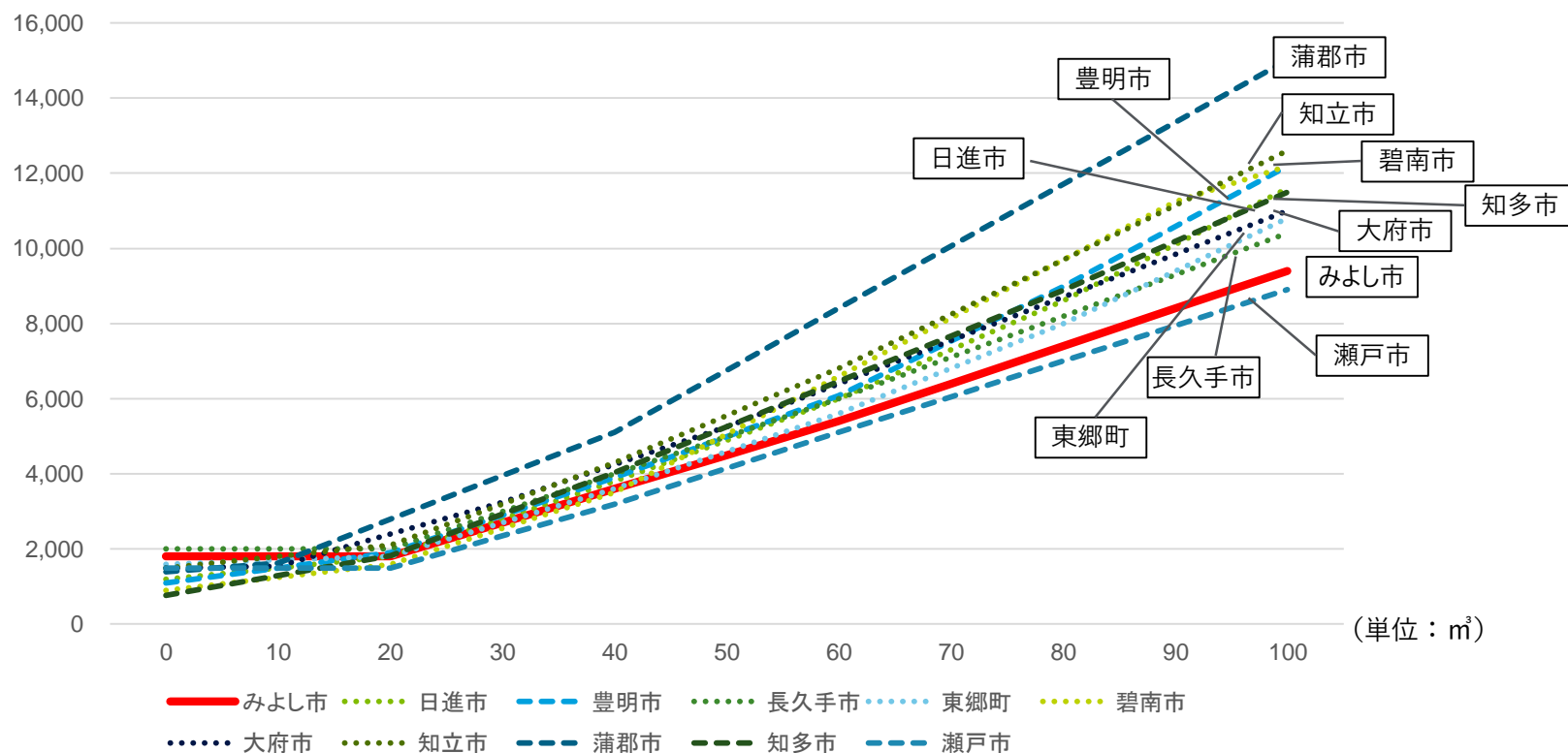


使用水量が多くなるほど、類似団体の使用料収入との差が大きくなります

下水道使用料全体の比較

- ✓ 2カ月分の下水道使用料（税抜）の総額を類似団体と比較しました。
- ✓ みよし市の下水道使用料は、20m³以上では2番目に低い水準となり、使用水量が多くなるほど、類似団体の使用料との乖離が大きくなります。

(2ヶ月分、税抜き、単位：円)



県内の自治体では、近年、下水道使用料の改定が行われています

近年の使用料改定例

自治体名	改定内容		時期
	基本料金 (2ヶ月分)	従量料金 (1 m ³ あたり)	
大府市 (1回目)	1,400円→1,500円 (税抜)	各区分 5～10円値上げ	令和4年10月1日
大府市 (2回目)	1,500円→1600円 (税抜)	各区分5～15円値上げ	令和7年4月1日
知立市	1,400円→1,500円 (税抜)	全ての区分において約30%値上げ	令和5年4月1日
東郷町	改定無し (税抜1,600円)	100m ³ を超える区分において 20～90円の値上げ	令和元年10月1日
春日井市 (1回目)	850円→950円 (税抜)	各区分10～50円値上げ	令和3年4月1日
春日井市 (2回目)	950円→1,100円 (税抜)	各区分10～20円値上げ	令和4年4月1日
半田市 (1回目※)	900円→1200円 (税抜)	各区分10～20円値上げ	令和5年4月1日

(※) 半田市は、令和8年度以降に2回目の使用料改定を予定している